

令和5年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

令和5年3月14日（火）

午後1時30分 開 議

【再 開】	1
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【諸般の報告】	1
日程第2 諸般の報告	
・陳情書の配布	
(1) 陳情第19号 庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情	
【議案第1号～第21号審査結果報告・討論・採決】	1
日程第3 議案第1号 令和5年度葛巻町一般会計予算	
日程第4 議案第2号 令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算	
日程第5 議案第3号 令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算	
日程第6 議案第4号 令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算	
日程第7 議案第5号 令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算	
日程第8 議案第6号 令和5年度葛巻町水道事業会計予算	
日程第9 議案第7号 令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）	
日程第10 議案第8号 令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）	
日程第11 議案第9号 令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	
日程第12 議案第10号 令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	
日程第13 議案第11号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備	

に関する条例

- 日程第14 議案第12号 葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 個人情報の保護に関する法律施行条例
- 日程第17 議案第15号 情報公開及び個人情報保護審査会条例
- 日程第18 議案第16号 職員の高齢者部分休業に関する条例
- 日程第19 議案第17号 職員の降給に関する条例
- 日程第20 議案第18号 公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第19号 葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第20号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第21号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて

【 発委第3号～第4号 】 10

- 日程第24 発委第3号 葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例
- 日程第25 発委第4号 葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例

【 議員派遣の件 】 12

- 日程第26 議員派遣の件について

令和5年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第5号）

告示年月日	令和5年2月23日（木）					
再開年月日	令和5年3月3日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和5年3月14日（火） 開議13時30分 散会14時20分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	2番	遠藤 裕樹		5番	柴田 勇雄	
会議の書記	議会事務局長	檜木 幸夫		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松尾 さゆり
	副町長	觸澤 義美	まなび交流課長	大久保 栄作
	教育長	鹿崎 良宏	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
	健康福祉課長	触沢 誉		
農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行			
建設水道課長	和野 康弘			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会議の経過	別紙のとおり			

(開議時刻 13時30分)

議長 (高宮一明君)

挨拶をします。ご苦労さまです。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、2番、遠藤裕樹君及び5番、柴田勇雄君を指名します。

次に、日程第2、諸般の報告を行います。陳情第19号、庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情については、議会運営委員会での協議の結果を踏まえ、議員配布の扱いとします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、議案第1号、令和5年度葛巻町一般会計予算から日程第23、議案第21号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてまでの21議案について、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しておりましたので、輝くふるさと常任委員長に審査報告を求めます。輝くふるさと常任委員長、鈴木満君。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、葛巻町議会総合条例第157条の規定により報告します。

議案第1号、令和5年度葛巻町一般会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第2号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第3号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第4号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第5号、令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第6号、令和5年度葛巻町水道事業会計予算、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第7号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第8号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第9号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第10号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第11号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第12号、葛巻町国民健康保険条例

の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 13 号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 14 号、個人情報保護に関する法律施行条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 15 号、情報公開及び個人情報保護審査会条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 16 号、職員の高齢者部分休業に関する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 17 号、職員の降給に関する条例、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 18 号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 19 号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 20 号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって原案可決。議案第 21 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて、審査の結果、賛成全員をもって意見適任。以上のとおり報告いたします。令和 5 年 3 月 14 日、輝くふるさと常任委員会委員長、鈴木満。

議長（高宮一明君）

輝くふるさと常任委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。議案第 1 号から議案第 21 号までの 21 議案は、輝くふるさと常任委員会で質疑を終わっていますので、質疑を省略し、討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。日程第 3、議案第 1 号、令和 5 年度葛巻町一般会計予算から日程第 8、議案第 6 号、令和 5 年度葛巻町水道事業会計予算までの 6 議案について、一括討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから議案第 1 号から議案第 6 号までの一括討論を行います。

最初に、反対討論から許します。

（「なし」の声あり）

次に、賛成討論を許します。山崎邦廣君。

4 番（山崎邦廣君）

私は、議案第 1 号、令和 5 年度葛巻町一般会計予算及び議案第 2 号から議案第 6 号までの 5 件の特別会計、企業会計予算につきまして、先ほどの輝くふるさと常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成であります。以下、その理由を述べさせていただきます。

令和 5 年度の一般会計予算案は、規模は 71 億 4,000 万円ほどで、令和 4 年度と比較して約 4 億

1,000万円ほど減額となっておりますが、引き続き70億円を超す大型予算であります。これは、庁舎など建設事業の1期工事完了による減額がある一方で、清掃センター長寿命化修繕工事や五日市保育園建設工事、冬部地区センター整備工事などの普通建設事業費が予定されているほか、公共施設解体撤去工事などの物件費、草地更新支援事業費などの補助費、繰上償還などの公債費の増額が主な原因となっております。

令和5年度は、町総合計画中期基本計画の最終年度であり、議会に提案された当初予算案は町の最重要課題を人口減少対策、地方創生と位置づけ、この課題解決に向けた基本目標、「いきいきと輝き続ける“ひと”」、「誰もが住みたくなる“まち”」、「地域資源を活かす“しごと”」の実現に向け、各分野に新規の事業を含めたきめ細やかな予算であると考えます。

まず、「いきいきと輝き続ける“ひと”」の取組では、老朽化が進む保育園舎の建設費用、若い世代や子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料や学校給食の完全無料化、3歳までの乳幼児を在宅で保育する保護者を支援する在宅子育て支援事業などに新たに取り組むなど、安心して子供を産み育てられる環境の充実に向け、対策を強化した各種の施策が整えられております。

次に、「誰もが住みたくなる“まち”」の取組では、光熱水費の高騰や高齢化の進行などによる自治会の負担軽減に向け、自治会活動交付金の拡充などにより自主的で主体的な地域活動の推進

を図る施策、そして町が進める地方創生の新たな拠点として、町の利便性向上とにぎわい創出に向けた複合庁舎くずま〜の2期工事に合わせ、町道を含む周辺環境整備の推進は人口減少、少子高齢化が進む中においても、誰もが地域で暮らせる持続可能なまちづくりの実現につながるものと考えます。

また、エネルギーの地産地消を含めた脱炭素先行地域計画の策定は、これまでも増してクリーンエネルギーのまち葛巻を全国発信できるものと期待が持たれます。

次に、地域資源を生かす仕事の取組であります。酪農振興においては4年度補正予算での短期の対策、対応に続き、草地更新支援事業を拡充し、持続可能な粗飼料生産の基盤強化を集中的に取り組むなど、長引くウクライナ危機や円安による飼料などの価格高騰に対応する永続的対策が取られております。

林業振興策では、森林環境譲与税を活用した除間伐や再造林事業などの対策が引き続き講じられており、森林環境整備の持続化が図られているものと考えます。

また、観光振興では、くずま〜や国内でも珍しい木製大橋などを中心とした歩き回りたくなるまちなかの実現に向けた取組を推進するとともに、DMO事業ではこれまでの実績を踏まえ、事業の狙いである観光を切り口とした地域活性化、関係人口、交流人口の創出などがさらに進展するものと期待が持たれます。

そのほか経済対策におきましては、町の財源となっていた国の地方創生臨時交付金が令和4年度で終了となる中、地域経済の実情に対応した対策が引き続き必要との判断の下に、町の一般財源により事業の継続を図るなど、新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更となる大事な転換期における重要な消費喚起の対策が講じられております。

次に、特別会計であります。国保会計では、4年度に引き続き健診結果とレセプトデータのひもづけ、適切な保健指導につなげる保健事業分析業務が予算化されており、町民の健康維持と医療費抑制が図られている内容となっております。

農業集落排水事業会計においては、令和6年度からの公営企業会計の移行に向け、準備期間の最終年度として万全を図るとともに、引き続き浄化槽設置の推進、農業集落排水施設の適正な管理を継続するなど、町民の快適で衛生的な暮らしを守るための取組となっております。

病院事業会計においては、光熱費や物価の高騰を受け、厳しい経営が強いられる状況の中、院内の節電対策の意見書を取りまとめ、節電に取り組むなどの対策に努めており、引き続き町民の命と健康を守る地域医療の拠点としての役割を担っていただくことを強く期待いたします。

水道会計においては、馬淵川北部地区水道施設など老朽化した施設の計画的な更新の費用が盛り込まれており、引き続き安全で安定的な給水の確保と持続可能な経営環境の実現に向けた内容

であります。

以上のことから、冒頭に申し上げましたとおり、各会計の予算案に賛成であります。

町の行財政運営は、今後新型コロナウイルス感染症の影響を離れ、いよいよ地域経済の正常化が見込まれる一方で、物価の高騰や円安などの影響もあり、一層の困難が伴うものと憂慮されます。そうした中、財源対策として事業計画の段階において町の厳しい状況を想定し、大型事業に備えた基金の積み増しや交付税措置のある有利な起債を活用し、財源を確保するなど、不安定な経済状況を見据え、新規の行政ニーズや臨時の行政ニーズにも対応できるよう、財政の健全化の維持を図りながら、安定的な財政運営に努めているものと考えております。

今後におきましても、先人の遺志を継いで、町民の皆さんが夢と希望を持ち、町に住んでよかったと実感できるまちづくりに引き続き各分野での取組をお願いするものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いをいたしまして、賛成の討論を終わります。

議長（高宮一明君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決に入ります。この採決は起立によって行います。

日程第3、議案第1号、令和5年度葛巻町一般

会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第1号、令和5年度葛巻町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第2号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第2号、令和5年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第3号、令和5年度葛巻町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号、令和5年度葛巻

町後期高齢者医療事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第4号、令和5年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号、令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第5号、令和5年度葛巻町国民健康保険病院事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号、令和5年度葛巻町水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第6号、令和5年度葛巻町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号、令和4年度葛巻

町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号、令和4年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号、令和4年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第9号、令和4年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号、令和4年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第11号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第12号、葛巻町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号、職員の定年等に関する

る条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16、議案第 14 号、個人情報の保護に関する法律施行条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 14 号、個人情報の保護に関する法律施行条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 17、議案第 15 号、情報公開及び個人情報保護審査会条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 15 号、情報公開及び個人情報保護審査会条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 18、議案第 16 号、職員の高齢者部分休業に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

議案第 16 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 16 号、職員の高齢者部分休業に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 19、議案第 17 号、職員の降給に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第17号、職員の降給に関する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第18号、公の施設に係る指定管理者の指定に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第19号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第19号、葛巻町辺地総合整備計画の変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第20号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号、岩手県市町村総合事

務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関し議決を求めることについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 23、議案第 21 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は適任です。委員長報告のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第 21 号、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについては、委員長報告のとおり適任とされました。

次に、日程第 24、発委第 3 号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例及び日程第 25、発委第 4 号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより発委第 3 号及び発委第 4 号を一括議

題とします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、辰柳敬一君。

議会運営委員長（辰柳敬一君）

別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び葛巻町議会総合条例第 20 条第 2 項の規定により提出します。

初めに、発委第 3 号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例。提案の理由であります。令和 3 年 5 月 19 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、法により全国的に統一されました。しかし、改正後の法で議会は法の適用対象から除外されることとなったため、議会独自に個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

なお、今回町から提案のありました議案第 14 号、個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第 15 号、情報公開及び個人情報保護審査会条例は関連を持ったものであります。

次に、新条例の内容ですが、第 2 章、個人情報等の取扱い、第 3 章、個人情報ファイル、第 4 章、開示、訂正及び利用停止等、第 6 章、罰則が主な内容となっております。

附則であります。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日とするものでございます。

次に、発委第 4 号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例。提案の理由ですが、傍聴人の定

員の見直し及び個人情報の保護に関する法律改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。

次に、改正の内容であります。第123条の傍聴人の定員については、新議場の傍聴席に合わせまして「先着順に30人とする」を「16人とする。ただし、議長が認めた場合には定員を変更することができるものとする」に改めるものであります。

また、第168条では個人情報の保護の目的達成のために根拠法令を改めるものであります。

附則であります。施行期日は令和5年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（高宮一明君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本発委案は、葛巻町議会総合条例第46条第3項の規定により、輝くふるさと常任委員会へ審査を付託しないこととしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

お諮りします。本発委案は、全議員で協議し提出された案件でありますので、質疑、討論を省略し、採決に入りたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより採決に入ります。この採決は起立によって行います。

日程第24、発委第3号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発委第3号、葛巻町議会の個人情報の保護に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、発委第4号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、発委第4号、葛巻町議会総合条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。葛巻町議会総合条例第121条第1項の規定により、議員派遣の件に記載されているとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、記載のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了し、本定例会議に

付された事件は全部終了しました。

これで令和5年葛巻町議会3月定例会議を終
了します。

次回は、7月第1金曜日の7日に再開すること
とします。ご苦労さまでした。

(散会時刻 14時20分)

以上、会議の次第は書記の記載したものである
が、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。